

受理年月日	平成26年12月8日	所管委員会	第 1 委員会
番 号	26年 陳 情 第 23 号		
件 名	治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書議決について		
陳 情 者	中央区大名二丁目2-51-502 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟福岡県本部 会長 石村 善治		
分割送付	なし		
要 旨	<p>戦前、天皇制政治のもとで主権在民を唱え、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむりました。</p> <p>治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、逮捕者数十万人、送検された人は75,681人、虐殺された人90人、拷問、虐殺などによる獄死1,600人余、実刑5,162人に上っています。</p> <p>福岡県関係でも数百人が検挙され、西田信春の虐殺を初め、獄死者も含めると相当数の人が犠牲になりました。各市町村でも多くの犠牲者がおられます。</p> <p>戦後治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていません。</p> <p>ドイツでは連邦補償法で、ナチスの犠牲者に謝罪し賠償しています。イタリアでも、国家賠償法で「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給しています。アメリカやカナダでも、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し、1988年に市民的自由法を制定し約2万ドルないし2万1,000ドル（約250万円）を支払い、大統領や政府が謝罪しています。</p> <p>1993年10月の日本弁護士連合会主催の人権擁護大会では、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に対抗し、戦争に反対した者として…その行動は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めています。</p> <p>これまで、全国379の市町村で意見書が趣旨採択を含めて採択されており、福岡県でも太宰府市、粕屋町、鞍手町、須恵町、志免町、篠栗町、久山町、新宮町、みやこ町、行橋市の、10の市町村で採択されています。</p> <p>よって、以下の事項について、政府に対し意見書を提出するよう陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「ふたたび戦争と暗黒政治を許さぬ」立場から、日本国憲法第16条の規定にのっとり、国が新たに「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定し、犠牲者に1日も早く謝罪と賠償を行うこと。 		

平成 26 年 11 月 22 日

福岡市議会議長 森 英鷹 殿

〒810-0041 福岡市中央区大名 2-2-51 第一吉田ビル 502 号室
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟福岡県本部会長 石村 善治

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、
政府に対し意見書の提出を求める陳情書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。御承知のように、戦前、天皇制政治のもとで主権在民をとらえ、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむりました。

治安維持法が制定された 1925 年から廃止されるまでの 20 年間に、逮捕者数十万人、送検された人は 75,681 人、虐殺された人 90 人、拷問、虐殺などによる獄死 1600 人余、実刑 5162 人にのぼっています。

福岡県関係でも数百人が検挙され、西田信春の虐殺をはじめ、獄死者も含めると相当数の人が犠牲になりました。各市町村でも多くの犠牲者がおられます。

戦後治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由に弾圧と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていません。

ドイツでは連邦補償法で、ナチスの犠牲者に謝罪し賠償しています。イタリアでも、国家賠償法で「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給しています。アメリカやカナダでも、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し、1988 年に市民的自由法を制定し約 2 万ドルないし 2 万 1 千ドル（約 250 万円）を支払い、大統領や政府が謝罪しています。

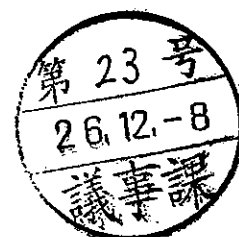
日本弁護士連合会主催の人権擁護大会（1993 年 10 月）は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に対抗し、戦争に反対した者として…その行動は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めています。

これまで、全国で三七九の市町村で意見書が採択されており（趣旨採択を含む）、福岡県でも十の市町村で採択されています（太宰府市、粕屋町、鞍手町、須恵町、志免町、篠栗町、久山町、新宮町、みやこ町、行橋市）。

私たち治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、「ふたたび戦争と暗黒政治を許さぬ」立場から日本国憲法第十六条の規定に則って国が新たに「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定し、犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう要請しています。

つきましては貴議会が私たちの政府への要請に対して、ご理解いただき、地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき政府に対して意見書を提出して下さいますよう陳情します。

謹白



意見書（案）

平成 26 年 12 月〇〇日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 殿

〇〇市町村議会

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書

戦前、天皇制政治のもとで主権在民をとらえ、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむりました。

制定から廃止される一九四五年までの二十年間に、侵略戦争に反対し、主権在民、言論、集会、結社など基本的人権を求める総ての運動と思想までが徹底的に弾圧されました。しかし、日本が敗戦にあたりポツダム宣言を受託したことにより、治安維持法は反人道的悪法として廃止され、この法律によって有罪判決を受けた人々は無罪となりました。

よって政府は、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう要求します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

以 上